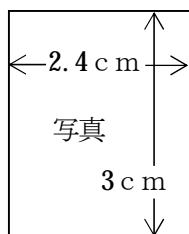


登録申請書

(第一面)



宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

年 月 日
大阪府知事殿郵便番号 (-)
申請者 住 所

氏 名

受付番号 ※	受付年月日 ※	登録番号 2 7 -	□
-----------	------------	---------------	---

項目番号

◎申請者に関する事項

11	フリガナ	年	月	日	性別	1. 男	2. 女
	氏名						
	生年月日	年	月	日	性別	1. 男	2. 女
	郵便番号						
	住所市区町村コード		都道府県	市郡区	区町村		
	住 所						
	電話番号						
	本籍市区町村コード	都道府県	市郡区	区町村			
	本籍						

確認欄
※

◎実務経験に関する事項

12	実務経験先の免許証番号 ()	商号又は名称	年	月	日
	実務経験先での職務内容	期 間	～		
	実務経験先の免許証番号 ()	商号又は名称	年	月	日
	実務経験先での職務内容	期 間	～		
	実務経験先の免許証番号 ()	商号又は名称	年	月	日
	実務経験先での職務内容	期 間	～		
		合 計	年	月	日

確認欄

※

確認欄

※

確認欄

※

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13	認定コード	認定年月日	年	月	日
----	-------	-------	---	---	---

確認欄
※

◎試験に関する事項

14	合格証書番号	合格年月日	年	月	日
----	--------	-------	---	---	---

確認欄
※

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15	商号又は名称	年	月	日
	免許証番号 ()			

確認欄
※

取引士登録申請書類チェックリスト（大阪府）

1 提出書類等

申請書類名	確認欄	書類交付機関	注意事項
登録申請書（様式第5号）1部	<input type="checkbox"/>	大阪府	
顔写真 1枚（登録申請書貼付）	<input type="checkbox"/>	—	<ul style="list-style-type: none"> 撮影6ヶ月以内、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度） <p>※付近に証明写真機がございません。事前にご用意ください。</p>
手数料37,000円	<input type="checkbox"/>	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府手数料（POS）」納付用連絡票により、下記窓口にて手数料を納付してください。「大阪府手数料（POS）」納付用連絡票は、大阪府ホームページからダウンロードいただくか、窓口でも交付しております。 納付窓口の設置場所及び取扱時間 府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ） 府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分） 咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）
誓約書（様式第6号）1部	<input type="checkbox"/>	大阪府	
市町村の長の発行する証明書 (後見・破産) 原本1部	<input type="checkbox"/>	本籍地の 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地の市町村が発行する、「禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）でない」という項目と「破産者でない」という2つの項目（表現は市町村により異なります）に関する証明書が必要。（この証明書の発行に要する手数料や郵送での申請受付の可否等については、各市町村にお問合せください。） なお、日本国籍でない方は、本件証明書の発行を受けることができませんので、「住民票抄本（国籍が記載されているもの）」で代用 発行日より3ヶ月以内のもの
登記されていないことの証明書 原本1部	<input type="checkbox"/>	東京法務局 後見登録課 及び 全国の法務局・地方法務局（本局）	<ul style="list-style-type: none"> 東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局（本局）が発行する、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない」旨の登記事項証明が必要。（この証明書の発行に要する手数料や申請方法等については、各法務局にお問合せください。） 日本国籍でない方も必要 発行日より3ヶ月以内のもの 登記されていないことの証明書に代わり、宅地建物取引士の事務を行うにあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（原本1部）でも可
住民票抄本 原本1部	<input type="checkbox"/>	住民票を 置いている 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 発行日より3ヶ月以内で、マイナンバー記載のないもの 日本国籍でない方は、国籍が記載されたもの 居所登録をされる場合は、その居所（本人）宛の郵便物（消印有）又は公共料金の領収書等が必要
合格証書の原本とコピー 各1部	<input type="checkbox"/>	（一財）不動産適正 取引推進機構	<ul style="list-style-type: none"> コピー提出、原本は提示のみ 合格以後、氏名変更があった場合は戸籍抄本等が必要
登録資格を証する書面 ※右の（1）～（3）のいずれか	<input type="checkbox"/>	実務経験先の 宅地建物取引業者	<p>(1) 実務経験が登録申請前10年間で2年以上ある方</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務経験証明書（様式第5号の2） 原本1部 実務経験証明書に関する注意事項 原本1部 <p>※「実務経験証明書に関する注意事項」をよくご確認いただくとともに、証明書発行者に「証明書発行者職・氏名」「連絡先」も記入してもらい、実務経験証明書（様式第5号の2）と併せてご提出ください。</p>
	<input type="checkbox"/>	登録実務講習 実施機関	<p>(2) 登録実務講習を修了された方 登録実務講習修了証 原本1部</p>
	<input type="checkbox"/>	実務経験先の 各機関	<p>(3) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に通算して2年以上従事された方 各機関が発行する証明書</p>
従業者証明書 原本とコピー 各1部	<input type="checkbox"/>	従事先の 宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者に従事されている方のみ必要 コピー提出、原本は提示のみ 従業者証明書は従事先の宅地建物取引業者が交付（様式第8号）

注）住民基本台帳ネットワークシステムにより、当該本人情報を利用する場合は住民票抄本を省略可。（外国籍の方は省略不可）

注）未成年者（18歳未満）が登録を受けようとする場合については、予めお問い合わせください。

2 登録申請窓口

大阪府建築部建築振興課宅建業免許申請等受付窓口

受付時間 9:30～17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。）

所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎2階

最寄駅 Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」、Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」

電話 (06) 6941-0351 (内線: 3085, 3088)